

令和 6年12月24日

関係各位

一般社団法人
権利擁護ネットワークほうき
理事長 高橋 敬幸
(公 印 省 略)

令和6年度成年後見実務者研修の開催について (ご案内)

平素より、当法人の運営につきまして、ご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

今日、本人の権利擁護と意思尊重の観点から、個々の相談事案に対しては地域住民に一番身近な市町村が中心となり、相談支援機関等による個別支援検討会議が開催され、アセスメントや情報共有によって立案された支援計画を基に、役割分担をしながらチームで支援していく取り組みがなされています。そうした中で、成年後見制度を含む権利擁護支援を必要とする高齢者および障がい者の方が、年々増加傾向にあることは皆様ご承知のとおりです。

平成28年4月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に伴い、「第一期成年後見制度利用促進基本計画」においては、令和3年4月から鳥取県西部圏域の全ての市町村に相談窓口等として「中核機関」が設置され、令和4年4月から現在進行中の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」においては、権利擁護支援を行う3つの場面（成年後見制度の利用前、申立ての準備から後見人の選任まで、後見人の選任後）における、福祉・行政・法律専門職等と家庭裁判所との「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」づくりの取り組みがなされています。

国においては、成年後見制度そのものの見直しや、成年後見制度以外の権利擁護支援の検討がなされており、このような情勢において、中核機関等の相談窓口の職員、現に成年後見人等として活動中の方には、成年後見制度の概要説明や利用の適否のみならず、家庭裁判所への申立支援ができるまでの知識、その後の適正な後見活動の知識やスキルの習得が望まれます。

以上から、標記研修会を開催いたしますので、貴機関の実務担当者の参加についての特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。1日目はオンライン (Zoom)、2日目は会場での開催を予定しておりますので、受講をご希望の際は、令和7年1月24日 (金)までに別紙「参加申込書」によりお申し込み下さい。なお、2日目の終了後には研修講師による個別相談会を開催する予定としておりますので、ご希望の際は別紙によりお知らせ下さい。

定員を超える場合は、各団体からの受講人数を調整させていただく場合がございますので、予めご了承ください。

【連絡先】

〒683-0811

米子市錦町1丁目139番地3 米子市福祉保健総合センターふれあいの里 (4階)

一般社団法人 権利擁護ネットワークほうき (西部後見サポートセンターうえるかむ)

担当者：平林・近藤・綾木

電話：(0859) 21-5092 FAX：(0859) 21-5094

E-mail：nethouki@iaa.itkeeper.ne.jp